

「郡町浦御用帳」に見る福岡藩の焚石・炭山関係史料

江藤, 彰彦
九州大学大学院経済学研究科

<https://doi.org/10.15017/13683>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として．10，pp.159-166，1979-03-03．エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：



「郡町浦御用帳」に見る福岡藩の焚石・炭山関係史料

江 藤 彰 彦

ここに紹介しようとする史料は、福岡県文化会館に所蔵されている黒田文書中の「郡町浦御用帳」に記された焚石・炭山関係の記事で、主として焚石関係の記事を取り上げ、後述するように、「御仕立炭山定」を補充する記事に関しては、炭山関係の記事も収録した。「郡町浦御用帳」には、郡奉行・町奉行・浦奉行などからの上申、それに対する請持の家老の裁決、それに時により先例の存在が記されており、藩内の実態を窺うには絶好の史料である。福岡藩の石炭産業に関する藩政史料としては、同じく黒田文書中の「御仕立炭山定」が最も纏まった基本的な史料であるけれども、「郡町浦御用帳」には、これに収録されていない記事等が見られるため、敢えて紹介することにした。

現在、文化会館に架蔵されている「郡町浦御用帳」は、宝永元年（同四年迄の二冊と、安永十年と享和三年に至る二二冊である。但し、欠年が多く、これらの「郡町浦御用帳」が単一の性格のものではないので、各年の記事に精粗の差があり、この時期を満遍なく見れる訳ではない。と言うのは、「郡町浦御用帳」には「軸帳」・「願之部」・「雑之部」の少くとも三種類のものがあり、それらが混在して残っているからである。「郡町浦御用帳」とだけ記され、単年の記事を収録したものがこの「軸帳」に当ると考えられ、記事の後には先例を考量した「断書」が付されている。これに対して、「雑之部」には「断書之趣軸帳三護之」という記事が多く、数年間にわたる記事が収録され、「郡町浦御用帳」とだけ記されたものと記事が重複している。これら

の事から、「郡町浦御用帳」とだけ記された単年のものが「軸帳」となり、それから記事を抜き取って「雑之部」・「願之部」が作製されたと考えられるのである。この「軸帳」が残っている年度は、天明二年・同六年・同八年・寛政元年のみで、残りの年度は選択された記事を見ることがになり、各年度で記事の精粗が生じることになる。

次に、「郡町浦御用帳」と「御仕立炭山定」との関係について若干述べておきたい。この両者には記事の重複が見られ、また「御仕立炭山定」には「委ク郡町浦之部ニ見ル」という記事が多い。そこで両者を対照してみると、「軸帳」は「御仕立炭山定」の当該年度の記事を、一例を除いてすべて含んでおり、「御仕立炭山定」には収録されていない記事をも含んでいる。この一例というのは、寛政元年七月の無足組牛原団次の願書であるが、これは恐らく、別に存在する家中に関する御用帳に記されていたものと考えられる。更に、寛政十・十一・十二年の「委ク郡町浦之部ニ見ル」と記された記事は、すべて同年度の「願之部」で補うことができる。これらのことから、「御仕立炭山定」は郡・町・浦及び家中に関する御用帳等から記事を抜き取って成立したのではないかと考えられる。

さて、紹介する記事の内、(イ)～(ハ)は「御仕立炭山定」には見られない記事である。(イ)は「直方御館山」で働いていた長門の旅人が死去した際の結縁願である。(ロ)は若松の問屋が中心となった石炭の抜荷事件、鞍手郡御徳村の百姓の石炭抜荷事件、防州三田尻船の乗逃事件に関

する史料を含んでいる。中でも、若松の問屋を中心とした抜荷事件が最も詳細に興味あるもので、遠賀川を中心とする豊前領の村との関係、曾根塩浜との関連、石炭旅出に関する郡奉行の見解等を窺うことができる。但し、この記事の中に出てくる、天明八年五月の旅出停止の法令そのものを確認することができなかった。同年十二月朔日に出た法令は「御仕立炭山定」で見ることができ、これとは幾分内容が異なっていたと考えられる。いは石炭採掘が広く行われるようになったため、それに対して何らかの制限を加えようとしたものである。(二)(ウ)は、「御仕立炭山定」には摘録のみが記され、「委ク郡町浦之部ニ見ル」とされている記事の内、「郡町浦御用帳」で補うことができる記事の全文である。この中で、(ウ)の記事は「御仕立炭山定」には寛政十年の記事として収録されているが、「郡町浦御用帳」では寛政十一年の記事とされており、両者の間に異同が見られる。

史料の翻刻にあたっては、読点・並列点を施し、漢字は原則として当用漢字を用い、変体仮名はも・江・而を除いて平仮名に改め、ふはそのまゝ使用した。

(ウ) (天明八年) 二月廿二日

長門国厚狭郡

伊佐市村

勘十郎

直方御館山御仕組焼石堀ニ滞留為仕居申候、寺証文も持参居申候、然処病氣之処去ル十九日之夕相果候、当郡下村真宗専性寺江結縁庄屋・組頭ノ相願之

右月番平左衛門聞置、結縁可申付旨郡奉行江及口達

(ウ) (寛政元年) 三月十七日

郡奉行

遠賀・鞍手・嘉麻・穂波四郡之内ノ百姓作間之産業ニ掘出候焚石并石炭、近年余分ニ旅出ニ相成、御国内両市中迄も甚仕用差支、別而高価ニ罷成候間、去申五月伺之上旅出堅停止、焚石ハ勝浦・津屋崎両塩浜并石炭も両市中ニ限運送之積リ申付候処、其以後豊前領内ノ掘出候焚石・石炭之唱ニ而、御国内之焚石も余分ニ抜荷旅出ニ成候由風聞取沙汰追々言上も有之候由ニ而遂詮儀、以来ベリ方急度可申付旨被仰付、言上書も被相渡候ニ付、則免用方并添役組相添罷出、重疊掛リ合之者共遂詮儀、夫々口書申付、一件片付方共ニ奉伺候事

遠賀郡若松村

伏見屋

日数七日郡牢舎

勝右衛門

「豊前領曾根と申所ニ近来塩浜有之、右入用之焚石去五月御国産之焚石旅出停止無之以前迄も買取り、曾根塩浜仕イ用若松洲口出ニ相成候処、旅出停止以後も豊前領ノ掘出候焚石之唱ニ而余分ニ若松江川下ケ、取初ハ同所高瀬屋幸五郎と申者方ニ而問屋差配致世話候処、去八月以来も豊前領之者ノ其方へ世話相頼候由ニ而、曾根塩浜下役一人帯刀之者若松江相越数日滞留、曾根塩浜へ焚石積送り、同所へ余居候分ハ防州三田尻塩浜へ於若松沖船へ売渡シ、或も其方手船三艘所持之分へも船積、若松地船ニ而も段々積万致させ旅出売払候段、其以後相生屋九之丞と申者方へ、豊前下役之者宿所を相譲り候得とも、豊前焚石・御国産抜荷焚石共旅出売払取捌之儀ハ一切其方方ニ而致世話候旨、其上鞍手郡中泉村百姓文治と申者、豊前領金田屋敷と申所之者と手合、豊前石之唱ニ而其方も銀子五百目仕入等取替相渡候段、彼是之趣及白状候、且又若松其方下人利作と申者之名前ニ而、去五月迄屑石旅出免札以前ノ申請、内々其方ノ旅出、中国

辺所、江商売致来候処、去五月旅出停止申付候節右免札も引上、運上も差免、旅出堅差留置、勿論追而旅出御免之節ハ遂詮儀、新規ニ免札相渡連上申付、村中船持共一同之助成ニ成候様可相極旨達置候処、縦豊前石たり共其以前問屋免札引上、運上差免置候処、其方一分ニ而内、問屋荷物引請旅出為致、其上下役人ニ候共、帶刀も致居候豊前役人手先之者を其方方へ内、ニ而数日宿致シ、三田尻辺へ右帶刀之者ハ豊前石之唱ニ而、御国産之中泉石之拔荷共ニ売払、帶刀不相応之商売筋を、其方中立ニ而内、船持共へ為買取、堅旅出停止被仰付置候儀を相背、其方手船迄も荷物積請、他国者と申合拔荷商売致候段、御国恩をも不弁、別而不屈之仕業ニ付、此節重ク急度料メ可申付儀ニ候得とも、焚石旅出拔荷之儀ハ米穀類之拔荷と相違、品ハ至而輕キ事ニ而、去五月迄ハ専旅出申付候土中ハ掘出候潤沢之品故、此節ハ格別ニ御用捨手輕ニ被仰付候、然レ共品ハ輕ク候得とも、其業ニ至候而ハ別而重キ事ニ候、其子細ハ、米穀も自然共一粒万倍年々生シ候儀ハ勿論之事ニ而、一統之米直段格別之高下無之候得も、御国拔米穀ハ無之候、縦少シ拔候共又他国より御国内へ入米も有之候、焚石之儀ハ他国ニ無之、御国産ニ限候物ニ而、專他国ニ而重宝望之品ニ付、一兩年之通余分ニ旅出ニ成、他国よりハ入荷無之品ニ候得も、往々ハ御国産尽ル期有之道理前ニ而、其節ハ山々之良材を薪物ニ伐候々外無之、四民必至と手支高価ニ相成、御國中衰微ニ成基ニ而、以前ハ石炭掘尽産業を失ひ、当時及難渋候村々多ク候、然ル米穀類ハ品ハ至而輕候得共、業ニ至後世御国内御差支、衰微之基ニ成候重キ儀を相考可申候、頻リニ其方共旅出を相望申候儀を、何之謂も無之、土中ハ潤沢ニ掘出候品を嚴數旅出差留候筋ニハ無之候条、其旨能ク勘弁仕、以来急度相守可申候、此節ハ用捨を加、日数七日郡牢舎申付差免候、畢竟去五月以前両市中諸士・町人ニ至迄、別而石炭炭屋廻リ無之、至而高価ニ成、一統難渋ニ差及候、其発端

ハ其方一人之取行ニ寄、下関・三田尻辺中国所々へ余分之焚石・石炭拔荷致シ、一向市中廻リ無之故之儀ニ而、御国産之品を自分利欲ニ迷イ、御國中四民之難渋を不弁、重疊不屈至極ニ候、以後急度相改御国焚石ハ不及申、豊前石たり共曾而洲口出等少シも拔荷紛數次第も候ハ、此節之儀共引起シ遂詮儀、急度重ク咎メヲも申付、品ニ寄家財取上追放・遠島ニも可申付候条、以来覚悟相改了簡達致間敷候事

伏見屋勝右衛門伴

日数七日郡牢舎

重七

一、右之者親勝右衛門と一同申合、御国産之焚石豊前石ニ紛リ追々若松洲口出為致、父子同様不屈之至ニ候へ共、此節ハ格別用捨を以、日数七日郡牢舎申付差免候、以来急度相慎可申候事

同郡同村

相生屋

科銀五兩

久之丞

一、右之者豊前領ハ掘出候焚石、同所上野大庄屋之洲口出証掘ニ而、若松伏見屋勝右衛門と申合、中泉村ハ出候御国産之焚石をも相紛リ、去五月旅出停止申付置候以後も、豊前領曾根塩浜入用之焚石其外、防州三田尻塩浜迄も豊前ハ掘出候焚石之唱ニ而、去冬ハ勝右衛門頼ニ任其方名前ニ而致旅出、豊前曾根塩浜下役之由帶刀致候者をも数日滞留為致、若松高瀬屋幸五郎共申合、山元江之仕入銀勝右衛門ハ頼ニよつて其方持参、度々相越候段彼是及白状候、以前勝右衛門屑石旅出免札申請居候へ共、去五月旅出停止以後ハ免札引上、運上差免、問屋取放居候処、内々ハ右豊前石・御国産共百斤四文之口銭其方へ請取、其上御国石をも旅出拔荷致させ候段彼是不屈ニ付、急度

科メ可申付事ニ候得共、格別之用捨を加へ、是迄数日木屋瀬郡牢舎申付置候故、科銀五兩申付差免候、以来曾而右鉢之儀ニ携り申間敷候、若重而御国石ハ不及申、豊前石たり共旅出取繋き、或ハ豊前下役杯致宿、焚石壳捌等之商売内、ニ而取行候モ、其節ハ此節之儀共引起シ重ク科メ、其品ニ寄追放或ハ遠島ニモ可申付候条、急度可相慎候事

同郡同村

高瀬屋

科銀五兩

幸五郎

一、右之者以前々豊前領御米等若松出世話仕来候者ニ付、去年以来曾根塩浜焚石之儀も其方致世話、去五月以来御国産焚石旅出停止申付候以後も豊前焚石専川下ケ、御国内石も右ニ相紛旅出相成候ニ付、伏見屋勝右衛門申合、百斤四文宛之問屋口銭其方へ請取、勝右衛門同様不屈之至ニ候得共、格別之用捨を加、科銀五兩申付差免候、以来小倉領御米所、請持来候外ハ、別而旅出停止之品ニ付、焚石・石炭共彼是取繋キ世話等致申間敷候、若相背重而右鉢拔荷取繋等致候も重ク科メ申付、品ニ寄追放又ハ遠島ニモ可申付候条、急度相改可申候事

伏見屋

勝右衛門下人

利作

一、右之者根元若松々屑石旅出免札其方名元ニ而問屋名代ニ相立、運上も納来候処、去五月旅出停止砌免札引上ケ、運上も差免置候、其以後豊前石請払勝右衛門請持致世話候得共、其方儀ハ別家ニ引移リ、殊ニ兼、老母大病相煩今ニ清快無之ニ付、一向其後ハ少シも手合不

申段無相違趣相達候ニ付、其分ニ差免候事

鞍手郡中泉村

組頭

役儀取上ケ

文治

一、此者儀豊前領金田屋敷平右衛門と申者と申談、同村内ニ而以前之石丁場々焚石掘出シ、去秋々炭山相仕組、其方々も仕入銭等平右衛門江追、相渡、右石も不残若松伏見屋勝右衛門方へ差出、旅出ニ相成候由及白状候、別而組頭役ヲも相勤候身分ニ而、旅出停止申付置候次第も乍存、御国石を豊前石ニ相紛リ旅出致させ候次第不屈之至ニ付、此節重科ニモ可申付処、数日木屋瀬郡牢舎申付置候ニ付、用捨を加へ組頭役取上ケ差免候、以来右鉢他領の者と馴合、御国恩を忘却、取繋き等致候ハ、重科ニモ申付、其品ニ寄追放・遠島ニモ可申付候条、急度覚悟相改可申事

遠賀郡若松村

科銀三兩

庄屋

同一両宛

組頭三人

鞍手郡中泉村

科銀三兩

庄屋

同一両宛

組頭三人

右之者共前断之通、旅出停止之品近来内、旅出致候儀存間敷様無之処其分ニ差置、段々風聞取沙汰手広ク、此節詮儀之上及白状候段、村役人一同不埒ニ付急度咎メ申付ル筈候得とも、用捨を加急度庄屋ハ一人三両宛、組頭ハ一人銀一両宛科銀申付差免候、以来右鉢之儀有之ハ役儀取放シ、其上庄屋・組頭も其品ニ寄、本人同罪ニモ可申付候条、急度以来ベリ方申可付事

遠賀郡小石村

大庄屋

叱り

正次郎

一、其方触下若松村伏見屋勝右衛門并相生屋久之丞・高瀬屋幸五郎三人申合、豊前領曾根塩浜へ、同領今出候焚石之唱ニ而、御国内中泉村今掘出シ候焚石共ニ勝右衛門方へ引請、曾根塩浜・三田尻辺迄も同人手船、又え若松地船ヲ以商売いたし、其上曾根塩浜下役之由ニ而、帶刀致候者勝右衛門世話ヲ以久之丞方ニ数日滞留致させ、豊前石・御国石ともニ豊前石之唱ニ而、右帶刀之下役^{（由）}勝右衛門初メ若松船持中共買取、中国辺迄も致商売候段相連、段、遂詮儀候處、右風聞取沙汰之趣相違無之旨いづれも及白状候、其方儀曾而右舩之儀ニ手合之儀ハ無之由申出、勿論其害之儀ニ候得とも、去五月旅出停止申付候砌并其以後伺之上三ヶ年旅出停止被仰付候砌共、両郡大庄屋一統堅旅出停止之儀急度申付、請書物も差出置なから、其方触下之儀格別相隔候所柄ニも無之於若松、伏見屋勝右衛門と申者近来専焚石旅出拔荷取行候風説取沙汰両郡一統其隠レ無之、別而勝右衛門儀ハ其方弟之儀、旁一向存間敷様無之害之処、其分捨置候段兄弟之会枳筋ヲ以其役柄ニ対シ、兼而我等々申付置候示方ニ対シ、大庄屋之勤方不埒千万、不念至極之事ニ候条、此節格別ニ一道急度申付方も候得とも、差向御巡見御下向若松御着船ニ差向、重キ御用筋請持罷在候儀ニ付、格別の用捨ヲ以、数日禁足申付候事ニ付差免候、自今右舩之会枳ヲ以等閑之取斗有之ハ、急度一道可申付候条、以来相改入念相動可申事

鞍手郡御徳村

百姓

叱り

傳平

一、右之者去年中豊前領金田屋敷と申所之者申合、同村御国産之石炭之内千三百俵、豊前領今出候石炭之唱ニ而内談、若松へ川下旅出致候由及白状候、尤其節旅出停止不申付以前之儀ニ候得とも、他国者を語らひ、右舩之節不宜手段いたし取行不届ニ付、此節急度科メ可申付候得とも、先達而今数日郡牢舎申付置候ニ付、其分ニ差免候、以来急度可相慎候事

遠賀郡芦屋村

焚石并石炭問屋共

十一人

石炭問屋兩人ハ科銀一兩宛
焚石問屋九人ハ同三兩
一、右之者共防州三田尻忠之助船ニ、去十一月御買上ニ申付候石炭千俵余積立芦屋出船、福岡廻り之害ニ申付候處、地ノ嶋船掛り日AndWaitいたし居、夫々直ニ国元へ船乗逃ケ致、石炭ハ国元防州三田尻ニ而売払、旅出ニ相成候由及白状候、旅船相雇候而他国之船頭江荷物渡候も入念可申付處、仕方不^レ旁右舩狼之儀出来旅出ニ相成、早速有舩ニ其旨をも不申出、別而不埒ニ候得とも、此節ハ用捨を加、石炭問屋兩人ハ一人科銀一兩宛、焚石問屋九人江科銀三兩申付差免候、以来右舩之旅船雇方重畳入念可申候事

西三月

右郡方受持外記聞届、伺之通夫々答メ可被申付旨、加付札郡奉行へ相渡之

若松洲口番

和田藤太

岩野良吉

右兩人之もの共若松洲口定番之儀ニ付、焚石拔荷之次第遂詮儀候処、

豊前領ノ掘出候焚石、同御領曾根塩浜焚石ニ相用候由ニ而、同御領
出川郡大庄屋上野藤左衛門ノ若松洲口出証拠指出、堀川筋車返ニ而
右証拠并船積斤数相攻、猶又若松ニ而其方共々再改、洲口出申付来、
曾而御国産之焚石豊前石に相紛り候儀ハ一向不存、上野大庄屋証拠
前之外ハ、州口出申付候儀曾而無之由兩人共ニ申出候、併藤太儀ハ
旅出荷拔取候本人伏見屋勝右衛門父子之間柄故、内、申談候儀も
疑敷、其風説取沙汰も有之候ニ付、有躰ニ不相包可申出旨再往相糺
候処、勝石衛門とハ父子ニ候得共別宅ニ罷在、殊ニ御国産焚石、豊
前焚石之唱ニ而旅出ニいたし候儀、終ニ勝右衛門ノ咄も不承、其心
付も無之不念之改方別而恐入候段申出候、去夏中川筋見分相越候砌、
上野大庄屋ノ焚石洲口出之儀聞来、其節其方共々取行方申出候ニ付、
一艘限上野大庄屋焚石積荷斤数送り状ヲ以豊前船ニ積立、車返シ・
若松両所ニ而相改、洲口出可為致旨申付置候通之儀ニ而、其方共自
己之取斗節ニも無之ニ付、此節ハ其分ニ兩人共ニ用捨申付候、併勝
右衛門儀御国産石共ニ豊前石ニ紛り旅出取行候次第ハ、両郡共ニ專
風説無其隠不穩便儀ニ付、其方共も居村之儀旁一向及承儀ハ有之間
敷事候へ共、此節ハ不及全^詮儀沙汰指免候、重而右躰之等閑成致方有
之ハ、洲口定番之詮無之不埒ニ付、急度相科メ可申付候、重疊入念
相勤可申事

右外記ノ伺之通り可被申付旨、加付札郡奉行へ相渡之

(イ) (寛政十一年) 四月二十八日

郡奉行中

先年以來御国百姓之内、地中を掘て焚石を出す事を覚江候より、漸
其業ひろく行れ、毎年莫太之石炭出来候事と相成候、御城下猶更端
薪材多き所迄も焚炊の便利よく、猶只今てハ此石を掘る事を禁ら
れハ、必至と可及差支ほと的事ニ候、熟相考るに、数十年来日、山

林・平野・田圃の下までも、縦横に地中を穿ち通候得々、地脉尽く
絶へ、地底永く虚耗いたす事候、さすれハ後年山林ハ潤沢の気尽き、
竹木おのつから凋瘵し、地氣ハ天の下済を請て上行氣勢なく、百姓
とも辛苦いたし、養いたし置候稻麦も、少しの風旱、少しの蝗災に
も大いにいたみ、夫々しては追年おのつから御蔵入も減し可申哉、
かくのことく漸々に成行来、御国の良地も忽変して薄箇の地と相成
候時節に相^符相成候ハ、百斗千慮いたし候共、手を束ねてはいかむ
とも仕法なく、誠に恐入候事ニ候、さすれハ眼前の小利を貪り、後
年の大害をおもハさらんハ有之間敷事ニ候、先年以來寄之此沙汰有
之候得共^符之候得共、唯是迄之致来ニならる其儘ニ有之候、然々自
今以後焚石を掘る事を一切可被禁処、一統之便利を闕候儀加御用捨
候、先此已後ハ掘手を減し、御城下之料及び端々ニ而も薪材に乏敷
所、料彼は大様を積り、其費用ほと掘らせ度候、さすれハ是迄掘来
居候所も成丈可被禁候、人数減し候者共ハ皆々農ニ帰し、稼方一筋
ニ可申付候、右之通主意ニ申付候而ハ如何可有之哉との御沙汰候、
各重疊被遂勘弁、可然仕法迫而可被申出候

○断書之趣軸帳ニ譲之

右数馬郡方請持ノ及口達

(ニ) (寛政十年) 五月七日

鞍手郡龍徳村

幾次伴

直八

千石山樫炭、最前御願申上候通御国内ニ而売捌難相成ニ付、三步二
ヲ以旅出御免被仰付置候、然処当年焼立候樫炭三千俵之内、千俵程
ハ御国中ニ而売捌、相残ル二千俵ハ洲口出御免御証拠被仰付被下候
様相願之

右数馬郡方請持々承届候、当年焼立之樫炭三千俵之内、二千俵ハ伺之通旅出指免候条、猥之儀曾而無之様屹度可被申付候、洲口ニおゐても嚴重ニ改可申旨、是又可被申付旨郡奉行江及口達

○断書軸帳ニ讓之

(六) (寛政十一年) 五月三日

嘉麻穂波兩郡

目尾村

幸袋村

庄司村

鯉田村

庄屋中

炭問屋

正七

痛村ニ而当仕向極、難渋ニ而、焚石二百萬斤・石炭四千俵旅売洲口出、最前御免願之通被仰付置候、此節々焚石百斤ニ付錢八文、石炭小俵百俵ニ而百二十文充御運上被仰付候、左候而も最前御願申候通洲口出相願候哉と御會義被仰付候、最早只今渴水之時節ニ相成、通船も難相成、左候得々御米積立前ニハ余分之斤数も積下シ得不申候、此節洲口出左之通御免可被下候、被仰付之通御運上銀上納可仕旨相願之

焚石五十萬斤

石炭千俵

右芦屋洲口出

焚石五十萬斤

石炭千俵

右若松洲口出

右隼人郡方請持々承届候、無抛趣ニ付最前聞届候焚石・石炭此節斤数等減じ、願之通芦屋・若松兩洲口出差免候、此度々斤数・俵数ニ懸り運上上納可被申付候、洲口出猥之儀無之様堅可被申付候、尤兩洲口出嚴重相改候様との趣をも可被申付旨、加付札郡奉行江相渡之

○断書之趣軸帳ニ讓之

(七) (寛政十一年) 六月二日

怡土郡瑞梅寺村

庄屋

山ノ口

組頭

瑞梅寺村之儀ハ、山内ニ而田畠少ク、農業一篇ニ而ハ取統難渋仕候ニ付、為御救去ル寅年々去年迄五ヶ年之間、同村抱御山内二万坪程之所、代銀上納を以炭焼立御免被仰付置候處、右坪数之内焼残之場所所有之、当年中年延之願出候、最前御聞通被下置候坪数内ノ義ニ付、願之通代銀上納を以当年中年延御聞通被下度段相願之右隼人郡方請持々当年中年延御聞置候間、加付札郡奉行江相渡之

(八) (寛政十二年) 三月三日

郡奉行

鈴木久左衛門

福井村ニ而近年掘立候焚石、専上座・下座兩郡薪助成相成候と相聞候、然処今程隣国他領々多買取候趣相違候、僅一村之抱ニ而掘出候儀ニ付、追年ニ掘尽申儀も勿論之事ニ候、村々別而薪替り重宝ニ候品、猥ニ他邦ニ取散候而も先々手聞不益眼前之事ニ付、此節旅出堅停止申付候、直段相之儀も是迄之通相心得、兎角村益第一ニ付、高価ニ売出申間敷候、福井村ハ御境筋之儀ニ付、郡内所々江目付相立、

通路村之渡場等迄委細吟味之儀相含置候条、自然等閑ニ相心得、旅
壳致させ候儀於相願ニモ、山本ニ勿論掛り合之者迄迄度咎可申付候
条、其旨相心得可申候事

一、両郡内江壳捌候程丁場相立、其余之丁場ハ相止可申候事

二、壳出吟味のため、且仕組として一駄ニ付錢六文充運上申付候事

三、丁場入口ニ高札相立候条、場所可申出候事

右之通福井村庄屋・組頭立会、山本之者共江重疊申渡請書物為致、
丁場所付相添可差出候事

申二月

右之通内ニ而旅壳込之儀、此間出郡先キニ而候、其所ニ伺候而ハ
其内ニ旅壳仕候もやふニ付不相伺之、早速右之通旅出差留候旨申出
右数馬聞届

(丙) (寛政十二年) 七月廿日

鞍手郡龍徳村

直八

宮田村抱千石山之内炭山御願申上、当年切ニ焼仕廻候、然処右御山
続キ大谷と申所雜木立、又々御仕組以御渡被下候ハ、炭山ニ仕
度候、只今願之通被仰付候得ハ竈人等も居込、其上出道も是迄之通
ニ而手入も無御座候、旁以都合宜候間六十文錢四貫五百目御上納可
仕候、尤右御上納三ヶ年ニ相納候様被仰付可被下候、炭焼立高凡八
千俵程と相見申候、是又三ヶ年ニ焼立候様被仰付可被下候、左候へ
ハ一ヶ年ニ二千六七百俵程焼立候ニ付、右之内三步二程ハ旅出御免
被仰付候様奉願候、出方難用余分ニ掛り候御山所ニ而、両市中廻シ
方何分不勘定之所柄ニ御座候間乍恐相願之

郡奉行坂田新五郎右之願之趣逐吟味、相違無御座候条御山奉行金
義かけ候処、先年已来炭山ニ相渡候伐跡追々立込居申、御免用杭

本等差支無之候間、願出之通炭山ニ相渡候而も差障無之、其上山
所ニ応シ候而も運上錢も宜別紙之通申出候付、一万坪程之所六錢
四貫五百目三ヶ年ニ上納申付、炭焼立候様御聞通被下度候、尤炭
焼立高三步二ハ無廻旅出差免候様可申付旨相伺之

右美作数馬儀隼人留守中郡浦請持居申候処、當時病ニ聞届候、伺之通
氣ニ而引入追々出勤難致ニ付出勤迄之間請持居申候、伺之通
大谷と申所一万坪御仕組弘炭山被相渡候条、三ヶ年ニ焼立候様并上納錢
之儀願書前之通三ヶ年ニ可被申付候、且又一ヶ年ニ二千六七百俵焼立
之内、無廻趣ニ付三步二通り旅出差免候、尤旅出之儀猥リ之儀無之様
堅可被申付旨、加付札郡奉行江相渡之

(丁) (寛政十二年) 十一月十二日

遠賀郡芦屋町

石炭問屋中

去ル午年已来六ヶ年之間、芦屋問屋共為御救凡石炭二万俵充、年々
両市中廻之外旅壳八日限り伺之上申付置候処、当年二千俵余八月限
洲口積出相済不申候、其上俵付市中廻ニも難相成趣ニ付、当申冬中
旅壳日延之儀願出候、根元御聞通相済居申儀ニ付、此節問屋共願之
通日延御免被仰付被下度郡奉行ニ相伺之
右四郎太夫隼人郡方請持居申候処出府ニ付より聞届候、願之通此節無廻趣ニ付当申冬
中旅壳出日延差免候条、猥之儀無之様堅可被申付旨、加付札郡奉行江
相渡之

(後記)

小稿の作成に際し、福岡県文化会館の北村慶子・安武政子両氏に
御世話になった。記して謝意を表する。